

ふれあい倶楽部会則細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、ふれあい倶楽部会則（平成17年4月1日施行・以下「会則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(資格の得失)

第2条 本会会員の資格の得失に関しては、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第5条に定める会員の資格の得失に準ずるものとする。

(年会費の納入)

第3条 本会の年会費は、1,000円とし、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款（平成2年8月28日施行）第7条に定める会費と併せて、毎年5月末日までに納入する。ただし、年の中途中で会員の資格を得たときは、会員になったときに納入するものとする。

2 既納の会費は、返納しないものとする。

(助成金の交付)

第4条 会員の同好会活動に対して、予算の範囲内において助成金を交付することが出来るものとする。

2 助成金の交付の対象となる同好会活動は、3名以上のグループ活動とし、会長に申請し、承認を受ける。新規のグループ活動は役員会に報告する。

3 助成金の額は、1名につき1,000円とし、1グループの上限は10,000円とする。

4 同好会活動をやめたときは、速やかに会長に届けるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、同好会活動の代表が所定の様式をもって行なうものとする。

2 給付の請求期間は、事由の生じた日から、6ヶ月以内とする。

(会計帳簿等)

第6条 会計に関する帳簿は、次のとおりとする。

(1) 現金出納帳

(2) 預金通帳

(3) その他会計事務に必要な帳簿

(補 則)

第7条 この細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が

役員会に諮り、決定する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この細則は、平成18年4月4日から施行する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この細則は、平成20年3月25日から施行する。

附 則（平成24年3月31日一部改正）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月24日一部改正）

この細則は、令和7年10月1日から施行する。